長野市大字中御所字岡田30番地20

共 済 組 合 公 報

第351号 長野県市町村職員共済組合 電話026(228)5600

	目 次	
;		
	○組合役員の就職について	1
	○福祉施設運営形態変更の計画について	1
	○福祉施設の管理運営委託会社について	2
	○福祉施設設置規則の全部改正について	3
	○福祉施設の運営委託契約について	6
	○平成 1 5 年度変更事業計画及び予算について	6

公告第18号

組合役員の就職について

平成15年9月2日招集の第123回組合会において、地方公務員等共済組合法第13条7項の規定及び長野県市町村職員共済組合定款第28条第6項の規定により選挙を行った結果、次の者が当選したので公告する。

平成15年9月3日

長野県市町村職員共済組合 理事長 矢 崎 和 広

役	職名	氏	名	所属所	職名
監	事	村 松	直幸	三水村	村長

公告第19号

福祉施設運営形態変更の計画について

福祉施設運営形態変更の計画については、平成15年9月2日招集の第123回組合会において議決されたので公告する。

平成15年9月3日

長野県市町村職員共済組合 理事長 矢 崎 和 広

福祉施設運営形態変更の計画

福祉施設運営形態変更の計画書に基づき、平成15年10月1日から、湖泉荘を退職する職員が出資して設立する有限会社(運営会社)へ、湯香里荘及び山王共済会館を共済組合関連会社(有限会社シーティーブイ長野)及び退職職員が出資して設立する株式会社(運営会社)へ、それぞれ管理運営方式による全面運営委託する。

福祉施設運営形態変更の計画書 省略

公告第20号

福祉施設の管理運営委託会社について

福祉施設の管理運営委託会社については、平成15年9月2日招集の第123回組合会において議決されたので公告する

平成15年9月3日

長野県市町村職員共済組合 理事長 矢 崎 和 広

福祉施設の管理運営委託会社

- 1 湖泉荘の管理運営委託会社
- (1)商号(会社名) 有限会社 湖泉
- (2)会社所在地 諏訪市湖岸通り1丁目13番8号
- 2 湯香里荘及び山王共済会館の管理運営委託会社
- (1)商号(会社名) 株式会社 サンパルテ山王
- (2)会社所在地 長野市大字中御所字岡田30番地20

公告第21号

福祉施設設置規則の全部改正について

福祉施設設置規則の全部を下記のとおり改正することについては、平成15年9月2日招集の第123回組合会において議決されたので公告する。

平成15年9月3日

長野県市町村職員共済組合 理事長 矢 崎 和 広

福祉施設設置運営規則

福祉施設設置規則(昭和55年制定)の全部を改正する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第11 2条第1項第1号の2及び長野県市町村職員共済組合定款第39条第1号の2の 規定に基づき、組合員及びその家族の保健、保養若しくは宿泊又は教養のための福 祉施設(以下「施設」という。)の設置並びに運営に関して必要な事項を定めるこ とを目的とする。

(名称及び場所)

第2条 組合の施設の名称及び設置場所は、次のとおりとする。

名 称	設置場所
湖泉荘	諏訪市湖岸通り1丁目11番地7
湯香里荘	下高井郡山ノ内町大字佐野2592番地
山王共済会館	長野市大字中御所字岡田30番地20

(運営の基本方針)

第3条 施設の運営は、組合員及びその家族の福祉の向上を図り、かつ独立採算制を 目標とすることを基本とし、法令その他の規程の定めるところに従い、親切丁寧、 公平に組合員のものとして利用されるよう運営するものとする。

(施設の運営業務)

第4条 施設の運営業務は、宿泊、会議、結婚式、宴集会及び貸事務室その他これらに附帯する施設の貸出し並びに飲食の提供とする。

(利用者の範囲)

第5条 施設を利用できる者は、長野県市町村職員共済組合(以下「組合」という。) の組合員及びその家族並びに組合の年金受給権者及びその家族(以下「組合員等」 という。)とする。

- 2 前項に規定する組合員等の利用に支障を生じない範囲内において、他の共済組合の組合員及びその家族並びに市町村に関係のある者若しくは組合員等の紹介に係る者(以下「準組合員等」という。)に利用させることができる。
- 3 前 2 項に規定する者が利用し、なお余裕があるときは、一般に利用させることができるものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、施設の秩序を乱すおそれのある者又は他の利用者に 迷惑を及ぼすおそれのある者は、施設を利用させることができないものとする。 (施設の経費)
- 第6条 施設の経費は、毎年度事業計画及び予算でこれを定める。

第2章 運営委託

(運営業務の委託)

第7条 施設(施設に付属する宿舎及び駐車場を含む。)の管理運営業務については 委託するものとし、必要な事項は理事長が別に定める。

第3章 会計

(会計組織)

第8条 施設の取引の経理は、地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号)第6条第1項第6号に規定する宿泊経理において行うものとする。

(帳簿等)

- 第9条 理事長は、施設に施行規程に定める帳簿その他理事長が別に定める会計に関する書類を備え、それぞれ整理記入し、常に宿泊経理の状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 前項に規定する書類の種類及び様式は、理事長が別に定める。

第4章 利用料金等

(利用料金)

第10条 施設の利用料金は、理事長が別に定める。

(利用申込み手続等)

- 第 1 1 条 宿泊、会議、結婚式及び宴集会のため施設を利用しようとする者は、原則としてあらかじめ申し込むものとする。
- 2 前項の申込みを受けたときは、利用の諾否を決定し申込者に連絡するものとする。
- 3 前項の規定により利用の承諾を受けた者で、その後利用の取り消し又は変更をしようとするときは、速やかにその旨を届け出るものとする。
- 4 前項の届出がなく、又は届出が遅れたことにより施設に損害を与えたときは、利用者はその損害を弁償するものとする。この場合において、やむを得ないと認められる理由によるものについては、その全部又は一部を免除することができる。

(利用者の遵守事項)

- 第12条 利用者は、施設の秩序を守り、他の利用者に迷惑を及ぼさないように努めなければならない。
- 2 利用者は、災害等の非常事態の場合にあっては、安全確保のために協力しなけれ ばならない。
- 3 第1項の規定に違反した者に対し、退去を求め、又は故意若しくは過失により施

設の建物、備品等に損害を与えた者にこれを弁償させることができるものとする。 (利用承認の取消し及び制限)

- 第13条 利用者が次の各号の一に該当するときは、利用の承認を取消し又は利用を制限し、若しくは利用を停止することができる。
- (1)利用承認の条件に違反したとき。
- (2)この規則に定めるもののほか別に定める事項を守らないとき。
- (3)公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (4)その他施設の運営上必要と認めたとき。

(予約金)

- 第14条 施設の利用を承諾した者から必要と認めた場合には、予約金を納付させる ことができるものとする。
- 2 予約金を納付した者が、利用取消しについて連絡しなかった場合は、その予約金の全部又は一部を返還しないことができる。

(利用料金の支払い)

第15条 利用料金は、原則として利用後速やかに支払うものとする。

(休業日)

第16条 施設の休業日は、14日以内で理事長が指定した日とする。

第5章 災害等の予防等

(火災及び盗難の予防並びに衛生管理等)

- 第17条 施設の業務に従事する者は、利用者が安全に施設を利用できるよう火災及び盗難の予防並びに非常災害に対する対応策等について常に留意しなければならない。
- 2 施設の業務に従事する者は、飲食物及び調理器具等の衛生管理について常に留意しなければならない。
- 3 前 2 項に規定する火災及び盗難の予防並びに衛生管理等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(防火及び防災計画等)

第18条 施設の防火及び防災については、前条に定めるもののほか、理事長が別に 定める防火防災計画によってその徹底を図るとともに、必要な事項は、理事長が別 に定める。

第6章 補則

(その他)

第19条 この規則に定めるもののほか、施設の設置及び運営に関し必要な事項は、 理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年10月1日から施行する。

(既存規則の廃止)

- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
- (1)福祉施設利用規則(昭和55年制定)
- (2)事務事業見直し特別委員会設置規則(平成14年規則第4号)

公告第22号

福祉施設の運営委託契約について

福祉施設の運営委託契約については、平成15年9月2日招集の第123回組合会において議決されたので公告する。

平成15年9月3日

長野県市町村職員共済組合 理事長 矢 崎 和 広

福祉施設運営委託契約書 省略

公告第23号

平成15年度変更事業計画及び予算について

長野県市町村職員共済組合の平成15年度変更事業計画及び予算については、平成15年9月2日招集の第123回組合会において別冊のとおり議決されたので公告する。

平成15年9月3日

長野県市町村職員共済組合 理事長 矢 崎 和 広